FASTGYM24Lstyle利用規約(現行2023.10.01)	FASTGYM24Lstyle利用規約(現行2023.10.01)改定箇所	FASTGYM24Lstyle利用規約(改定2024.05.01)改定版
第7条(諸会費·諸料金)	第7条(諸会費·諸料金)	第7条(諸会費·諸料金)
① 会員および利用者は本クラブが定めた諸会費・諸料金を、会員プラン・オプション・有料サービス契約毎に	① 会員および利用者は本クラブが定めた諸会費・諸料金を、会員プラン・オブション・有料サービス契約毎に	① 会員および利用者は本クラブが定めた諸会費・諸料金を、会員プラン・オプション・有料サービス契約毎に
定めた方法で、本サービスに登録したクレジットカードにて、本クラブに納入しなければなりません。会員は入	定めた方法で、本サービスに登録したクレジットカードにて、本クラブに納入しなければなりません。会員は入	定めた方法で、本サービスに登録したクレジットカードにて、本クラブに納入しなければなりません。会員は入
会手続き時に入会当月分と翌月分の月会費を含めた初期費用を全額先にクレジットカードにて支払うものとし	会手続き時に入会当月分と翌月分の月会費を含めた初期費用を全額先にクレジットカードにて支払うものとし	会手続き時に入会当月分と翌月分の月会費を含めた初期費用を全額先にクレジットカードにて支払うものとし
ます。また、月々の諸会費・諸料金は、毎月15日までに登録された会員本人名義のクレジットカードにて翌月	ます。また、月々の諸会費・諸料金は、毎月15日までに登録された会員本人名義のクレジットカードにて翌月	ます。また、月々の諸会費・諸料金は、毎月15日までに登録された会員本人名義のクレジットカードにて翌月
分を支払うものとします。	分を支払うものとします。	分を支払うものとします。
② 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は本クラブがこれを定めます。利用回数の有無にかかわらず、退	② 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は本クラブがこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により	② 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は本クラブがこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により
会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。	差額が発生した場合、会社は、会員に対してその差額を徴収または返還するものとします。利用回数の有無に	差額が発生した場合、会社は、会員に対してその差額を徴収または返還するものとします。利用回数の有無に
③ 諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場	かかわらず、退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。	かかわらず、退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。
合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員	③ 諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場	③ 諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場
は本クラブが定めた方法で差額を負担するものとします。	合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、 前払金 前受金を含め法改正の内容に従	合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法改正の内容に従い、会員
④ 本クラブが運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員プランの改廃、利用権利の変	い、会員は本クラブが定めた方法で差額を負担するものとします。	は本クラブが定めた方法で差額を負担するものとします。
更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、本クラブが定めた方法により告知するものとします。	④ 本クラブが運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員プランの改廃、利用権利の変	④ 本クラブが運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員プランの改廃、利用権利の変
⑤ 諸会費・諸料金を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の諸会費・諸料金は支払	更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、本クラブが定めた方法により告知するものとします。	更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、本クラブが定めた方法により告知するものとします。
わなければなりません。会員が自己都合により諸会費・諸料金を滞納した場合、本クラブが指定する方法で支	⑤ 諸会費・諸料金を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の諸会費・諸料金は支払	⑤ 諸会費・諸料金を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の諸会費・諸料金は支払
払わなければなりません。その際必要な遅延損害金、金融手数料等の費用はすべて会員本人が負担するものと	わなければなりません。会員が自己都合により諸会費・諸料金を滞納した場合、本クラブが指定する方法で支	わなければなりません。会員が自己都合により諸会費・諸料金を滞納した場合、本クラブが指定する方法で支
します。	払わなければなりません。その際必要な遅延損害金、金融手数料等の費用はすべて会員本人が負担するものと	払わなければなりません。その際必要な遅延損害金、金融手数料等の費用はすべて会員本人が負担するものと
⑥ 一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、本クラブ所定の退会手続きが完了するまでの間、本クラブ	します。	します。
が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法令の定めまた	⑥ 一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、本クラブ所定の退会手続きが完了するまでの間、本クラブ	⑥ 一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、本クラブ所定の退会手続きが完了するまでの間、本クラブ
は本クラブが認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人とします。	が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法令の定めまた	が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法令の定めまた
	は本クラブが認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人とします。	は本クラブが認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人とします。
第8条(退会・プラン契約の解除)	第8条(退会・プラン契約の解除)	第8条(退会・プラン契約の解除)
	① 会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の15日迄に、本サービスにて会員プランの契約解除手続き	
	を完了する事により、その月末で退会できます。また、15日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となりま	
す。会員は退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務	す。会員は退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務	
を負うものとします。	を負うものとします。	を負うものとします。
② 来店、電話、電子メール、ファックス等による退会手続きはできません。	② 来店、電話、電子メール、ファックス等による退会手続きはできません。	② 来店、電話、電子メール、ファックス等による退会手続きはできません。
③ 継続期間条件のある会員プランを満了前に中途解約及び休会をする場合には違約金を支払わなければなりま	③ 継続期間条件のある会員プランを満了前に中途解約及び休会をする場合には違約金を支払わなければなりま	Single State Control of the Control
せん。	せん。	
第10条(会員の休会)	第10条(会員の休会)	第10条(会員の休会)
① 会員本人の都合による休会は、本人が休会希望前月の15日迄に、本サービスにて休会プランへの変更手続き	① 会員本人の都合による休会は、本人が休会希望前月の15日迄に、本サービスにて休会プランへの変更手続き	① 会員本人の都合による休会は、本人が休会希望前月の15日迄に、本サービスにて休会プランへの変更手続き
	を完了し、所定の休会月会費を支払うことにより翌月より1ヶ月以上、本クラブの定める期間内において、1ヶ	
月単位で休会できます。但し、会員プラン契約直後に翌月分まで会費を納入している場合は最短で翌々月より	月単位で休会できます。但し、会員プラン契約直後に翌月分まで会費を納入している場合は最短で翌々月より	月単位で休会できます。但し、会員プラン契約直後に翌月分まで会費を納入している場合は最短で翌々月より
休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の15日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は	休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の15日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は	休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の15日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は
全額お支払いただきます。	全額お支払いただきます。	全額お支払いただきます。
② 休会期間は、第10条①で 1 ヶ月・ 2 ヶ月・ 3 ヶ月の中から選択した期間、最長 3 ヶ月をもって終了し、翌月	② 休会期間は、第10条①で1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月の中から選択した期間、最長3ヶ月をもって終了し、翌月	② 休会期間は、第10条①で1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月の中から選択した期間、最長3ヶ月をもって終了し、翌月
より自動的に休会前の会員プランに戻ります。1ヶ月未満の休会はできません。	より自動的に休会前の会員プランに戻ります。1ヶ月未満の休会はできません。	より自動的に休会前の会員プランに戻ります。1ヶ月未満の休会はできません。
③ 来店、電話、電子メール、ファックス等による休会手続きはできません。	③ 来店、電話、電子メール、ファックス等による休会手続きはできません。	③ 来店、電話、電子メール、ファックス等による休会手続きはできません。
④休会中は本クラブの施設を利用できません。	④休会中は本クラブの施設を利用できません。	④休会中は本クラブの施設を利用できません。
⑤ 継続期間条件のある会員プランから休会をする場合には、違約金を支払わなければなりません。	① 継続期間条件のある会員プランから休会をする場合には、違約金を支払わなければなりません。	⑤ 休会中に施設利用を再開したい場合、再開希望月前月の15日迄に、本サービスにて会員プランへの変更手続
	⑥ ⑤休会中に施設利用を再開したい場合、再開希望月前月の15日迄に、本サービスにて会員プランへの変更手	
	続きを完了することにより、翌月より施設利用を再開できます。但し、会員プランへの変更手続きが15日を過	
た場合は最短で翌々月1日からの利用再開となり、月途中での利用再開はできません。	ぎた場合は最短で翌々月1日からの利用再開となり、月途中での利用再開はできません。	(⑥ キャンペーン、クーポンなどの割引期間中に休会した場合、割引適用期間が休会によって延長されることは Landard Company (1997)
	(分)⑥キャンペーン、クーポンなどの割引期間中に休会した場合、割引適用期間が休会によって延長されること □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	ありません。
ありません。	はありません。	
附則	附則	附則
本会則は、2023年10月1日より施行いたします。	本会則は、 2023年10月01日 2024年5月1日より施行いたします。	本会則は、 <mark>2024年5月1日</mark> より施行いたします。